

小川富也税理士事務所だより

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(水)～3月15日(火)▲

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和4年2月16日から同年3月15日までとなっています。

必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税

精算する手続です。

の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告

期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を

課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

の給与のほかに、貸付金の利息、賃料、使用料などの支払を受けた⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

◆不動産収入の区分欄1・2の創設(確定申告書Bのみ)
事業収入の区分欄と同様、帳簿の保存方法について、区分欄2に記載します。
◆雑収入「その他」欄の区分欄の新設
個人年金や暗号資産取引などの収入の有無を確認するための欄です。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

- ① 給与の収入金額が200
0万円を超える

【主な留意事項】

- 令和3年分の確定申告では、申告書の様式について、主に次のような変更があります。

◆押印欄の廃止

- 令和2年分の確定申告から実質的に不要となつた押印について、各書類の押印欄が消去されました。

◆事業収入の区分欄の創設(確定申告書Bのみ)

帳簿の保存方法について、「優良な電子帳簿」、「一般的電子帳簿」、「紙の帳簿(複式簿記)」、「紙の帳簿(複式簿記以外)」から選択する欄が追加されました。

◆不動産収入の区分欄1・2の創設(確定申告書Bのみ)

事業収入の区分欄と同様、帳簿の保存方法について、区分欄2に記載します。



パワハラ防止の義務化 企業が講ずべき管理措置

——4月から中小企業も対象

改正労働施策総合推進法が施行され、企業に対し「パワハラ防止法」と呼ばれるハラスメント対策の強化が義務化されました。既に大企業に対しても義務化されていますが、本年4月より中小企業も適用となります。そこで今回は、「パワハラ防止法」と企業が講ずべき措置などを取り上げます。

職場におけるパワハラとはどういうものかを確認しておきましょう。「人によって解釈が違うのでは?」と思われがちですが、厚生労働省は

- ①身体的な攻撃(暴行・障害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言)
- ③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑤過小な要求(業務上の合理性なく、スキルや経験とかけ離れて程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない)
- ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

以下の3つの条件すべてを満たした言動がパワハラと定義しています。
 ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをしています。

パワハラを受けた従業員は精神的に追い詰められ、職場の雰囲気も悪くなり、企業全体の生産性を低下させてしまします。

単にパワハラが道徳的に正しくないということだけではありません。適切な対応や再発防止策を実施しなければ、場合によつては、安全配慮義務違反として責任を問われたり、損害賠償請求されることにもなりかねません。

③職場におけるハラスメントへの事

■事業主が管理上講すべき措置

- ①事業主の方針の明確化およびその周知・啓発

企業にはパワハラを防止する方針を定め、組織内に周知する義務があります。「パワー・ハラスメントに該当する言動」や「パワー・ハラスメントを禁止する旨の文言」を具体的かつ明確にしなければなりません。また、パワハラを行った場合の処分内容も就業規則などに記載し、全労働者に周知する必要があります。

②相談対応に必要な体制整備

パワハラを受けた、または受けた疑いがある労働者がすぐに問題解決を図ることができるよう、相談体制を整備して周知する義務があります。周知にあたつては、自分が受けている言動がパワハラに該当するかわからない場合でも、気軽に相談できるよう伝えることがポイントです。

益取り扱いの禁止

相談者や加害者とされた人などの個人情報が組織内に広まり、不利益な状況にならないよう、プライバシーを保護する義務があります。また、パワハラの相談と、それに関する一連の行為を理由に不利益な取り扱いをしてはなりません。「プライバシーを保護すること」「不利益な取り扱いをしないこと」は、事前に全労働者に周知する必要があります。

パワハラについて相談した従業員に対して、企業の不都合を隠すために解雇などの不利益な処分をすることは「パワハラ防止法」によつて禁

後の迅速かつ適切な対応

パワーハラスメントの相談を受けた場合、企業は迅速かつ正確に状況を確認しなければなりません。パワハラの事実を確認できたら、速やかに被害者を守るための措置と、加害者に対する適正な措置を講じます。措置の後に、再発防止に向けた取り組みを実施する義務もあります。

④相談者のプライバシー保護、不利益取り扱いの禁止

相談者や加害者とされた人などの個人情報が組織内に広まり、不利益な状況にならないよう、プライバシーを保護する義務があります。また、パワハラの相談と、それに関する一連の行為を理由に不利益な取り扱いをしてはなりません。「プライバシーを保護すること」「不利益な取り扱いをしないこと」は、事前に全労働者に周知する必要があります。

パワハラは、安易に考えていくと大きな問題にも発展しますし、人材の流出にもつながりかねません。今後、企業においては、「知らないかった」「悪意はなかった」では、すまされなくなつていていう認識を社内で共有し、職場でのパワハラは許さないという積極的な姿勢を示すことが大切といえます。



令和4年度税制改正大綱 中小の賃上げ控除を拡充

政府は、令和4年度（2022年度）の税制改正大綱を閣議決定しました。ここでは主な改正項目の概要について取り上げます。

■「賃上げ促進税制」（所得拡大促進税制）の拡充

今回の税制改正大綱には、賃上げに積極的な企業を支援する、いわゆる「賃上げ促進税制」（所得拡大促進税制）について、法人税から差し引く控除率を企業の取り組み状況に応じて、大企業で最大30%、中小企業で最大40%に引き上げることが盛り込まれています。

中小法人向けの所得拡大税制は、適用要件など基本的な仕組みは、昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率が25%から40%へ大きく引き上げられています。

要件…給与等支給総額が、前年に比べて1・5%以上増加している場合は、増加額の15%を税額控除できます。
上乗せ要件①…給与等支給総額の増加率が2・5%以上の場合は、控除率が15%加算されます。
上乗せ要件②…教育訓練費の増加率が10%以上の場合は、

●中小企業向け所得拡大促進税制の上乗せ措置●

◆適用期限を2024年3月末までに延長

<現行制度>

給与等支給総額の対前年度増加率が1.5%以上で増加額の15%を税額控除

<改正後>

(上乗せ要件)

①給与等支給総額の対前年度増加率が2.5%以上

→税額控除率に15%加算

②教育訓練費の対前年度増加率が10%以上

→税額控除率に10%加算

控除率が10%加算されます。

その結果、上乗せ要件を満たせば、

控除率は最大40%まで引き上げられました。

税額控除限度額は、法人税額の20%

%が上限となる点は変更ありません。

■電子取引における電子データ保存義務化の2年間猶予■

2022年1月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている、電子データで授受した請求書や領収書等の電子保存の義務化について2年の猶予期間が設けられることになりました。

■事業承継税制■

後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する「法人版事業承継税制」は、2018年1月から10年間の特例措置として、2023年3月末までに計画を都道府県に提出した場合に対象となりました。

申請期限は1年延長されました

【対象者】

2021年11月～2022年3月

3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月

の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

※基準期間

以下のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

2018年11月～2019年3月

2019年11月～2020年3月

2020年11月～2021年3月

※対象月

2021年11月～2022年3月

▼事業復活支援金▲ 売上高の比較対象期間

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して

給付される「事業復活支援金」

について、経済産業省は、新たに売上高の比較対象期間情報を公開しましたので、お知らせします。



■改正電子帳簿保存法 2年間の猶予(事実上延期)へ

先般、令和4年度税制改正大綱が公表されましたが、本年1月1日から施行予定となっていた改正電子帳簿保存法における「電子取引の電子データ保存の義務化」について、2年間の猶予期間が設けられることとなりました。

猶予期間が設けられた経緯

令和3年度税制改正による電子帳簿法の改正では、令和4年1月1日以後は、電子データで授受した請求書や領収書等については、書面出力による保存方法は認められず、検索要件等を充足した上で、電子的に保存することが求められていました。しかし、事業者側からは、施行日までに要件を満たすシステム導入が間に合わないといった声が上がつてきました。そこで、電子取引の電子的保存ができなかつたことについて、「やむを得ない事情」があり、かつ、「整然とした型式及び明瞭な状態で出力された書面を保存している場合」には、令和5年12月31日までの間は、従前と同様に電子取引データ

を紙に出力して保存することを容認する措置がとされました。

「やむを得ない事情」とは

この「やむを得ない事情」について、具体的にどのようなことなのか注視されていましたが、先般、国税庁は通達で見解を公表しました。それによると、やむを得ない事情とは、「その電磁的記録の保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わなかつた等、要件に従つて電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であること」としています。つまり、やむを得ない事情について厳しく問われることはなく、かなり広範囲について認められます。また、コロナの影響で見つけた新しいニーズに対応し、自社のノウハウを活かし、従来の事業分野から新しい分野に進出した企業も増えています。これまで誰もが経験したことのなった状況の下で、新たに生まれてくるニーズに気づき、自社のアイデアを活用することで事業の拡大につながる可能性があります。▼そして、新たなニーズを解決する手法として新しいアイディアを活用する。こうした取り組みを展開することで産業を発達させ、社会を豊かにする。このような「創造サイクル」と呼ばれる取り組みが望まれています。

コロナ禍を乗り切ろうと様々なアイデアや工夫を重ね、業績を上げている企業が増えていきます。また、コロナの影響で見つけた新しいニーズに対応し、自社のノウハウを活かし、従来の事業分野から新しい分野に進出した企業も増えています。これまで誰もが経験したことのなった状況の下で、新たに生まれてくるニーズに気づき、自社のアイデアを活用することで事業の拡大につながる可能性があります。▼そして、新たなニーズを解決する手法として新しいアイディアを活用する。こうした取り組みを展開することで産業を発達させ、社会を豊かにする。このような「創造サイクル」と呼ばれる取り組みが望まれています。

2月の税務と労務

一税務

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税）・法人住民税
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日